

情 個 審 答 申 第 6 号
令和3年（2021年）3月 4 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年（2020年）9月25日付け、都政発第316号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

震災住宅支援課に提出された告発状に記載されている自己に関する個人情報の不開示決定に対する審査請求について

別 紙

諮問第 1 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

- 1 令和 2 年（2020 年）3 月 4 日、審査請求人が熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号。以下「条例」という。）に基づき、震災住宅支援課に提出された告発状に記載されている自己に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに對し、同月 6 日、実施機関は、個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 令和 2 年（2020 年）6 月 12 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、令和 2 年（2020 年）6 月 12 日付け審査請求書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求をしたのは、本来ならみなし仮設住宅の期間満了による退去について話が進められていたところ、審査請求人自身についての告発投書があったということを機に、審査請求人が不正をしているという話が進められていったためである。
 - (2) 審査請求人が告発状は本当に存在するのか尋ねた際には、実施機関の担当者から開示請求をすればすべて明らかになる旨の答えであったにもかかわらず、現に開示は拒まれ、実際に投書自体があったのか不明である。
 - (3) 実施機関は、告発者が特定されることなどを理由に、条例第 15 条第 3 号の不開示事由に該当するとして本件処分を行っている。しかしながら、そもそも担当者は審査請求人に対し、告発状の文章の一部のほか、告発者像についても口頭で既に話しており、告発者の個人情報を漏らしているといえるのではないかと。
 - (4) 実施機関の担当者による一連の言動により、審査請求人は深く名誉を傷つけられた。本当に、告発状は存在するのか確かめたい。
- 以上の点から、本件処分を取り消し、再度開示を求めるため、本審査請求を行った。

2 実施機関の主張

実施機関が、令和2年（2020年）7月1日付け弁明書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本市は、みなし仮設住宅制度を適切に利用していただくため、必要に応じ調査を行っている。告発状は調査の契機となる貴重な情報源である。今回開示請求された告発状を審査請求人に開示すると告発者が特定され、告発者が不利益を被る可能性がある。告発状の開示により告発者が不利益を被れば、本来告発者からなされるべき告発の機会を喪失することになり、本市が得るべき貴重な情報を得られなくなることにつながる。よって、将来の同種事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるため条例第15条第3号に該当すると判断し不開示とした。
- (2) 実施機関は告発状の概要を説明しただけであり、内容を全て審査請求人に伝えた事実はない。また、告発者像を審査請求人に逐一話したり、告発者が識別される情報について伝えた事実もない。
- (3) 審査請求人が本件開示請求を行ったことで、告発状の存在については、個人情報不開示決定通知書によって示されている。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、震災住宅支援課に提出された告発状に記載されている自己に関する個人情報（以下「本件自己情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件自己情報の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討した。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性

審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、条例第15条第3号に基づき不開示とする本件処分の妥当性について以下検討する。

条例第15条第3号は、本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等を伴う事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるものについて、開示しないことができることを定めたものである。

本件自己情報は、審査請求人のみなし仮設住宅入居に関する第三者からの告発状で

あり、実施機関においては、みなし仮設住宅制度の適切な利用を図ることを目的に本件自己情報に基づく調査を行っていることから、本件自己情報は、「調査」を伴う事務事業に関する個人情報に当たるといえる。そこで、本件自己情報を開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかを検討する。

本件自己情報には、審査請求人の仮設住宅入居に関し調査が必要な事項を含め、全体を通して特定の者しか知り得ない具体的な内容が全て手書きで記載されており、仮に本件自己情報が開示され審査請求人の知るところになれば、その内容及び筆跡から告発者の特定につながるおそれがあるものと認められる。

そうすると、告発者は自らが告発したことが明らかになることを懸念し、今後、実施機関への情報提供を思いとどまるなど、結果として実施機関が第三者から得られるはずの情報を得られなくなる可能性があるといえる。

また、告発状の内容を審査請求人に知られることは、実施機関がどのような調査を行うかを予想させ、調査を回避するような対策が取られるなど、正確な事実の把握を困難にするものともいえる。

したがって、本件自己情報を開示することは、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

よって、本件自己情報に対する不開示決定は条例第15条第3号に該当することから、本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	河津 典和
委	員	北野 誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和2年（2020年） 9月25日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和2年（2020年） 11月5日	諮問の審議を行った。
令和2年（2020年） 12月3日	諮問の審議を行った。
令和3年（2021年） 1月7日	答申案の審議を行った。
令和3年（2021年） 2月15日	答申案の審議を行った。
令和3年（2021年） 3月4日	答申案の審議を行った。